

# 遺品整理の専門家育成

## 正しい知識で法に順じた業務を遂行

遺品整理士認定協会 「遺品整理士」認定

一般社団法人遺品整理士認定協会（北海道千歳市、木村榮治理事長）では、遺品整理の専門家を育成するため、遺品整理に特化した日本初の専門資格「遺品整理士」を認定している。高齢者の孤独死が社会的な問題となる中、遺品整理業や清掃業、葬儀社、リサイクル業などから資格取得者が増加しており、認定者は1万人を超えている。保険業界でも、人生の終末期や遺族などの死後の生活再構築支援に注力する保険会社や終活支援に取り組む保険代理店などが増えていることから、顧客対応やサービス向上の手段の一つとして同資格は注目を集めている。



木村理事長

近年、日本では少子高齢化が急速に進むとともに、ライフスタイルの変化に伴って高齢者の独居世帯が増加している。そうした中、高齢者の孤独死が社会的な問題となっ

ており、年間約4万人にも上るといわれる。孤独死した高齢者は近親者や地域とのつながりが希薄になっていることから、遺品整理は業者へ委託されるケースが増えているが、

同協会の目的は、①遺品整理事業を通じて家族の証や地域の絆の復活を図るとともに、法令を守り優れた「遺品整理士」を養成する②命と向き合う遺品整理の仕事を通して社会と向き合い、日本の若者たちの心の育成や社会復帰を支援する③の2点。この目的を実現するため、遺品整理士養成講座を開講して資格認定を行っている他、業界の健全化に向けた取り組み



適切な取り扱いで遺品を整理  
(上が整理前、下が整理後)

しい理解を広めることが主な活動となる。そのため、養成講座ではそれらの法規制や手順などが正しく身に付けられるカリキュラムを用意している。養成講座は通信教育で、受講期間は2カ月間

木村理事長は「当協会の設立から4年が経過したが、遺品整理業務に携わる企業を中心に資格取得者が増加しており、認定者は1万人を超えた。遺品整理を単に遺品の処理と捉える傾向がある

業務以外に、生前整理の業務や遺族からの供養・相続に関する相談も受けられることがある。相続や葬儀、遺品整理などに保険は親和性が高いことから、保険募集人が取得すれば、顧客対応やサービス

向上につながるという。木村理事長は「遺品整理士は遺品整理独自のガイドラインを制定し、そのガイドラインの審査をクリアした企業を優良企業として認定している。9月時点で全国に約550社あり、認定企業では安心した遺品整理の相談・依頼ができる」として紹介している。

木村理事長は「遺品整理業者の中にはまだ法規制を順守した適切な業務を行わない業者が存在する。今後、高齢者の独居世帯はさらに増えることが予想されており、遺品整理への関心も高まると思う。より一層健全な業界になることを目指して取り組んでいきたい」との考えを示す。

## 保険業界の顧客対応やサービスの向上に

として、適正に業務ができる業者を認定登録している。

遺品整理士は、法規制に順守した形で遺品の適切な取り扱い対応・処理（供養、廃棄物、リサイクル製品など）を行うとともに、遺品整理業の正

（目安）。受講資格はなく、誰でも受講可能だ。申し込み後、送られてくる教材（教本・資料集・問題集・DVD）で知識や手法などを学び、課題を提出して合格すれば認定証書と認定カードが付与される。

が、故人の思いのこもった品々を供養するという観点から取り扱う方法が学べる。資格取得は法令順守の認識を高めるとともに、命の尊さについても考える機会になる」と強調する。

業者の認定登録については、事前相談の受け付けや明瞭な価格表示、遺族の思いを大切にすることを重視し、情報提供と助言、アフターケアなどに関する独自のガイドラインを制

定のガイドラインを制定し、そのガイドラインの審査をクリアした企業を優良企業として認定している。9月時点で全国に約550社あり、認定企業では安心した遺品整理の相談・依頼ができる」として紹介している。

木村理事長は同協会の他に、NPO法人暮らしサポートひだまり協議会の理事長も務めている。同協議会内にある自然葬アドバイザー養成講座は、10月21日から自然葬アドバイザー認定委員会は、10月21日から自然葬アドバイザー養成講座と資格認定を開始した。自然葬の専門家として顧客の相談に適切なアドバイスができることから、遺品整理士と併せて資格の普及に努めていくとしている。